

東郷地区体育館利用マニュアル (東郷地区体育館運営委員会)

注：ここでは東郷小学校区を「校区」、東郷地区体育館を「体育館」、東郷地区公民館を「公民館」、東郷地区体育会を「体育会」、鳥取市教育委員会体育課を「体育課」、利用者または利用団体を「利用団体」と略す。

1. 利用団体登録と利用団体区分

- 利用団体は利用に際し、事前に所定の書式（利用者登録名簿：別紙1）を提出しなければならない。
提出された名簿によって体育会が利用団体区分を判断し、使用料判断をする。

利用団体の区分	
利用区分 「A団体」	校区の住民個人、校区内の部落、校区内の各種団体、校区に所在する企業本体
利用区分 「B団体」	構成員のうち地区内居住者または地区内所在企業に勤務する人が5割以上占める利用団体
利用区分 「C団体」	構成員のうち地区内居住者または地区内所在企業に勤務する人が5割未満の利用団体。 上記A、Bに該当しない団体。
障がい者等	障がい者手帳、養育手帳等の所持者とその付添人
小学生、中学生 高齢者	市内他地区在住の左記の人が平日に個人で使用する場合 ※土日祝祭日に市内他地区の小中学生が個人で使用した場合は無料

2. 利用申込の受付

- 利用申込受付場所は公民館。利用申込みは公民館開館時間内（平日の8：30～17：15）に行う。
- 利用申込は翌月分を原則その前月に受付ける。公民館に来館し、利用申込書（東郷地区体育館利用申込書：別紙3）に記入する。
- 利用申込み受付時点で、その3ヶ月前以前の使用料等が未払い状態となっている団体については、支払いがなされるまで受付を留保とされることがある。
- 地区内優先の考え方があり、前項A団体→B団体→C団体の順に受け付ける

利用区分 「A団体」	利用希望月の前月1～5日の間
利用区分 「B団体」	利用希望月の前月6～10日の間
利用区分 「C団体」	利用希望月の前月11日以降

障がい者等、小学生、中学生、高齢者については実状を考慮して判断される。

- 上記において、同一利用区分間では申込みの早い順に受け付けとなる。
- 希望日時が競合した場合には、依頼があれば当事者間で調整できるよう公民館から情報を提供してもらい、直接交渉することを認める。
- 当日を含む当月中の利用申込みは、上記先約がなければ利用可とする。

3. 利用申込の取消

- 利用申込の取消は公民館開館時間内(平日の8:30~17:15)に行う。
利用申込分の取消は利用日の当日までに公民館へ電話により伝える。

4. 鍵の借受・返却

- 使用日誌(東郷体育館使用日誌 : 別紙5)を入れたビニールケースとセットで公民館にて受け取る。鍵の借受はできるだけ使用日直前に行う。
- 鍵の借受は公民館開館時間内(平日の8:30~17:15)に行う。
- 利用後は速やかに鍵入りのビニールケースを公民館に返却する。夜間及び祝祭日は公民館入口のポスト返却も可。
- 毎週利用する場合でも一旦返却し、その場で次週のため借受けをする。
ルールを守らない団体には利用制限を行う場合がある。

5. 館内利用・清掃

- アリーナのモップ掛けは必ず行う。
- 館内は禁煙。屋外での喫煙では、吸い殻の放置をしないようマナーを守る。
- 控室内、窓枠等への吸い殻や空き缶の放置も厳禁。

6. 使用日誌

- 使用日誌は鍵返却時にビニールケースに使用枚数分入れて公民館に渡す。
- 日誌の利用時間と照明使用時間は、数切り上げで1時間単位として記入する。
- 運営委員会への連絡は使用日誌の所見欄に記入する。但し、日誌の回収時期が一定しないため、意見の確認が遅れることがあることをご了承ください。

7. 使用料支払

- 使用料等とは次のものをいう。金額の受領基準についての詳細は東郷地区体育館運営要綱5. 参照。具体的な金額については東郷地区体育館の使用料等に記載
施設使用料…体育館内部、主としてアリーナの使用料。
C団体から受領し、A団体とB団体は免除
器具使用料…バレーボール、バドミントン、テニス、卓球の用具使用料
C団体から受領し、A団体とB団体は免除
照明使用料…アリーナの照明(水銀灯)使用料(一律1時間270円)
水銀灯を点灯した場合は総ての団体から受領する。
維持管理費…体育館内外の比較的小規模な整備や営繕、消耗品の配備、
日常的管理のための諸費用
- 支払は後払い。使用日誌に基づいて体育会が金額を計算、体育館使用后
最長2ヶ月で領収書が公民館に送られてくるので、公民館にて支払を行い、
領収書を受け取る。